

# 規程集 (案)

佐倉市立根郷小学校P T A	組	織	図
同	会		則
同	委員会	運	營規程
同	表	彰	規程
同	慶	弔	規程
同	個人	情報	取扱規則
同	創立175周年	記念	事業基金規則
同	創立175周年	記念	事業基金取扱規程



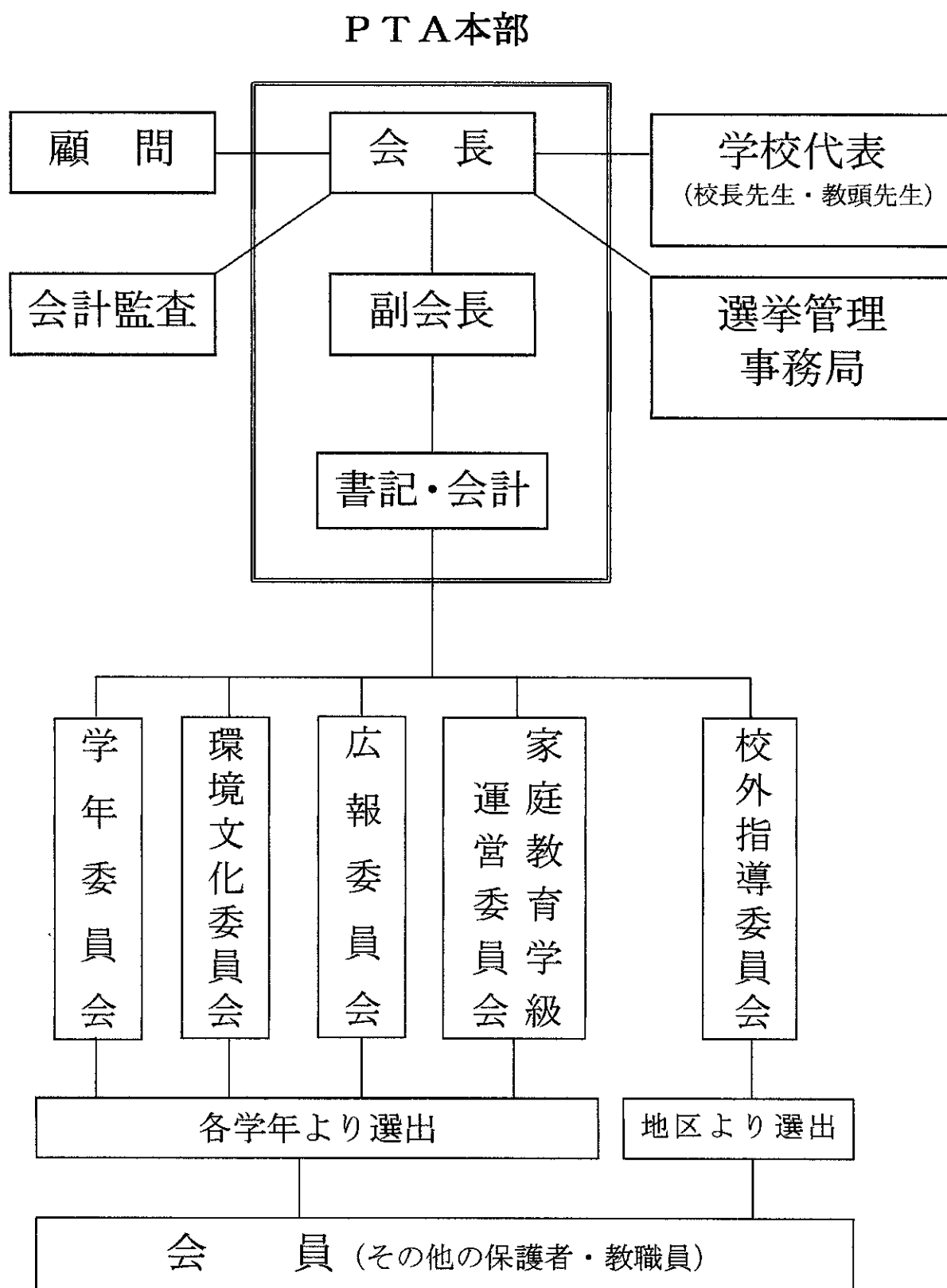
**PTA**

(保存版)

令和5年4月13日

佐倉市立根郷小学校P T A

# 佐倉市立根郷小学校 P T A 組織図



# 佐倉市立根郷小学校PTA会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、佐倉市立根郷小学校PTA（父母と教師の会）と称する。

(目的)

第2条 この会は、児童の健全な成長を図るため、親と教師が互いに協力し、学校及び家庭における教育に関する理解を深め、さらに児童の校外の生活指導、地域の教育環境の改善を図り、併せて会員相互の学習等を行うことを目的とする。

(事務局)

第3条 この会の事務局は佐倉市立根郷小学校（以下「本校」という）内に置く。

(PTAの活動)

第4条 1 この会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員の研修に関する事
- (2) 教育施設的环境改善に関する事
- (3) 校外の生活指導及び地域社会の教育的環境の改善に関する事
- (4) 広報の発行に関する事
- (5) 会員相互の親睦に関する事
- (6) その他、この会の目的を達成するために必要な活動

2 前項の活動を推進するため、次の委員会を置く。

- (1) 学年委員会
- (2) 環境文化委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 家庭教育運営委員会
- (5) 校外指導委員会

3 各委員会における必要な事項は別に定める。

## 第2章 会 員

(資格)

第5条 1 この会の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 本校に在学する児童の保護者
- (2) 本校に勤務する職員
- (3) 本校の学区内の市民で、特にこの会の目的に賛同する者

2 会員は、前項の規定する資格がなくなったときは資格を失う。

(経費)

第6条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。

(会費)

第7条 会費は月250円(一世帯あたり)とする。

(1) 途中退出者については、その月の分まで徴収し残金がある場合は返金する。

(2) 途中入会者については、その月の分から徴収する。

### 第3章 役員

(役員)

第8条 1 この会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 会計及び書記 若干名

(4) 会計監査 2名

(5) 理事 若干名

(6) 評議員 若干名

2 この会は、必要に応じて顧問を若干名置くことができる。

3 この会は、選挙管理事務局を若干名置く。

(役員を選任)

第9条 1 会長及び会計監査は、会員の中から総会において選任する。

2 副会長、会計及び書記は会長が総会の承認を得て選任する。

3 本部役員は、会長、副会長、会計及び書記とする。

4 理事は、委員会から選出された者及び学校職員若干名をもって充てる。

5 評議員は、学級及び地区から選出された者をもって充て、原則として重複は認めない。

6 顧問及び選挙管理事務局は、本部役員経験者の中から総会の承認を得て会長が選任する。

(役員任期)

第10条 1 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠及び増員により就任した役員任期は、前任者又は他の役員残任期間とする。

(役員資格喪失)

第11条 1 役員は、次の場合その資格を失う。

(1) 会員たる資格を失ったとき

(2) 役員職務を行うにたえないと会長が認めたとき

(3) 役員を辞任したとき

2 前項第1号の規定は顧問には適用しない。

#### (役員の仕事)

- 第12条 1 会長はこの会を代表し会務を掌理する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。  
3 事務局は、会計及び書記で構成し、この会の事務を処理する。  
4 理事は、この会の活動に必要な事項を審議する。  
5 評議員は、この会の重要事項を審議し、各委員会に属する。  
6 会計監査は、年1回会計内容を監査する。  
7 顧問は、役員の仕事に就いて助言することができる。また、会長の指示により、事務事業を担当することができる。  
8 選挙管理事務局は、次期本部役員選挙の一切を管理・運営する。

### 第4章 会 議

#### (会議の種類及び構成)

- 第13条 1 会議は、総会、評議会、理事会及び本部役員会とする。  
2 総会は、会員をもって構成し、評議会は評議員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。  
3 本部役員会は、会長、副会長、学校代表、会計及び書記をもって構成する。  
4 会議は会長が招集する。  
5 顧問は、すべての会議に必要なに応じて、出席することができる。

#### (総会)

- 第14条 1 総会は、年1回招集又は書面により開催する。但し評議会又は会員の2分の1以上の要求があった場合は臨時に総会を招集しなければならない。  
2 総会の議長は副会長がこれにあたる。  
3 書面総会での議決は、会員の書面による議決権行使により決議するものとする。この場合において、会員数(保護者については児童在籍家庭数)の2分の1以上の議決権行使書の提出があった場合に総会が有効なものとする。

#### (総会の議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の改正
- (2) 活動に必要な諸規定の制定及び改廃
- (3) 運営方針及び活動計画の承認
- (4) 予算及び決算の承認
- (5) その他、理事会が総会の議決を必要と認めた事項

#### (評議会)

第16条 評議会は必要に応じて開催する。但し理事会又は評議員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時に召集しなければならない。

(評議会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、評議会の議決を経なければならない。

(1) この会の運営に関する基本的事項

(議決)

第18条 総会及び評議会の議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決するものとする。

(理事会)

第19条 1 理事会は必要に応じて、随時開催する。

2 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総会又は評議会に提出する議案

(2) その他、この会の活動に必要な施策の立案等

(3) 本部及び各委員会で、3万円以上の緊急に必要な支出が発生した場合

(本部役員会)

第20条 1 本部役員会は、各委員会の円滑な活動のための調整指導を行う。

2 本部役員会は、前項を推進しPTA活動の充実を図るため、学校との連携を深めるものとする。

## 第5章 会 計

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 雑 則

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、会長が理事会及び評議会に諮って定める。

(附則) この会則は令和 3年4月16日から施行する。

(附則) この会則は令和 5年4月20日から施行する。

# 佐倉市立根郷小学校PTA

## 委員会運営規程

第1条 この規定は、佐倉市立根郷小学校PTA会則第4条第3項に基づき委員会の運営に必要な事項について定めることを目的とする。

第2条 PTA活動の方針は、次のとおりとする。

1 魅力あるPTAの為に

- (1) 適宜に情報を伝達し、会議の状況を知らせる。
- (2) 目的に応じた事業活動を行う。

2 活発な活動の為に

- (1) 会の特性を把握する（問題点は何か）。
- (2) 綿密な事業計画を立てる。
- (3) 役員の人材の確保。

第3条 1 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 学年委員会、環境文化委員会、広報委員会及び家庭教育学級運営委員会

① 学年委員会、環境文化委員会、広報委員会及び家庭教育学級運営委員会の委員は、各学年を代表する者若干名をもって構成し、担当（本部役員1名、教員1名 計2名）を置く。

② 委員長（1名）、副委員長、書記及び会計は、各学年の代表がいずれかの任に当たり、互選する。

(2) 校外指導委員会

① 校外指導委員会の委員は、地区を代表する者をもって構成し、担当（本部役員1名、教員1名 計2名）を置く。

② 委員長（1名）、副委員長、書記及び会計（5名）は、委員の中から互選する。

2 各委員会の会議は、各委員長が招集する。

第4条 委員会の活動は、次のとおりとする。

委員会名	活動内容
学年委員会	1. 会員相互の教養及び親睦を深めるための活動に関する事 2. 運動会に関する事 3. そのほか、他の委員会に属さない事
環境文化委員会	1. 労力奉仕・ベルマーク運動に関する事
広報委員会	1. 広報の発行に関する事 2. 会員相互の理解を深めるために必要な情報の収集、伝達に関する事
家庭教育学級運営委員会	1. 家庭教育学級に関する事
校外指導委員会	1. 児童の校外における生活指導に関する事 2. 地域環境の改善に関する事（地区内パトロール、下校時パトロール、交通安全指導等） 3. 地域で活動する他の団体との連携に関する事

第5条 この規定に定めるほか、委員会の運営に係る事項は、委員長及び担当に委任する。

(附則) この規定は、平成28年4月23日から施行する。

(附則) この規定は、令和5年4月20日から施行する。



# 佐倉市立根郷小学校PTA

## 表彰規程

### (目的)

第1条 この規定は、佐倉市立根郷小学校PTA（以下『PTA』という。）の会員及びその他の者で、PTAの運営に関し、特に功績があった者に対して表彰することを目的とする。

### (表彰の基準)

第2条 前条による表彰の基準は、次の各号に該当する者とする。

- (1) PTA活動に多大な貢献をした者
- (2) PTAに多額の寄附又は寄贈をした者

### (表彰者の決定)

第3条 表彰者は、理事会で審議し会長がこれを決定する。

### (表彰の方法, 時期)

第4条 1. 表彰は、表彰状に記念品を添えてこれを行うものとする。  
2. 表彰は、毎年、総会においてこれを行うものとする。

### (経費等)

第5条 1. 表彰にかかる必要な経費は、PTAの予算の範囲内で行うものとする。  
2. この規定にかかる庶務は、会長の指示により事務局が行う。

(附則) この規定は、平成20年4月28日から施行し、平成20年4月28日から適用する。

(附則) この規定は、平成28年4月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

# 佐倉市立根郷小学校 P T A

## 慶弔規程

第1条 この規定は、会員相互の慶弔時にあたり、P T Aとして慶弔の意を表し、もって会員の親和の意を深めるものとする。

第2条 1. この規定の種類等は、次表のとおりとする。

慶弔の内容	金額等
1. 会員の死亡	香料として1万円及び生花一基
2. 本校児童の死亡	香料として1万円及び生花一基
3. 教職員の配偶者、父母、子の死亡	香料として1万円
4. 教職員の結婚	祝金として1万円
5. 教職員の転任、退職	花束

2. その他前項に準ずるもの及び役員、教職員死亡の場合は、本部役員において別に定める。

第3条 この規定に掲げる慶弔にかかる必要な経費は、P T Aの予算の範囲で行うものとする。

(附則) この規定は、平成28年4月23日から施行する。

(附則) この規定は、令和2年4月18日から施行する。

# 佐倉市立根郷小学校PTA

## 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 根郷小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

### (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA本部役員、各委員会ならびにプロジェクトの担当者とする。

### (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

### (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) 佐倉市PTA連絡協議会での活動

### (利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報 は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 12 条 個人情報を第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 16 条 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 18 条 本会の「根郷小学校 P T A 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

(附則) 本規則は、平成 3 0 年 4 月 2 1 日より施行する。

# 佐倉市立根郷小学校PTA

## 創立175周年記念事業基金規則

### (設置)

第1条 根郷小学校創立175周年記念事業の財源に充てるため、根郷小学校創立175周年記念事業基金を設置する。

### (積立て)

第2条 毎年度積立てる額は、一般会計予算に定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関へ預金しなければならない。

### (基金利子の処理)

第4条 基金の利子は、この基金に編入するものとする。

### (基金の使用)

第5条 基金は設置目的の事業財源に充てる場合に限り、全部又は一部を使用することができる。

### (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、PTA会長が別に定める。

(附則) この規則は、令和4年4月15日から施行する。

# 佐倉市立根郷小学校PTA

## 創立175周年記念事業基金取扱規程

### (積立額)

- 第1条 1 根郷小学校創立175周年記念事業基金取扱規程（以下『基金規則』という）第2条の毎年度積立てる額は、その年の会員1世帯100円を目安とする。例えば会員世帯数が500世帯であった場合5万円となる。
- 2 基金設立初年度となる令和4年度は、創立150周年記念事業基金の残高906,353円を積立てる。

### (預金管理)

- 第2条 規則第3条の預金管理とは、金融機関の普通預金で、一般会計のほか、他の会計とは別の口座で管理する。

### (基金の使用)

- 第3条 1 規則第5条による使用をするときは、原則、当初予算に基金を財源とした記念事業目的の支出を計上し、総会の議決を経て支出することができる。
- 2 規則第5条による使用で、緊急に必要な事態が発生したとき、または記念事業前に関連した支出が発生したときは、理事会の過半数の同意を経て使用することができる。
- 3 前項の場合、その使用について、緊急の理由と使用した金額を明示して、次年度当初の総会において支出理由を会員に報告しなければならない。

### (基金の目的外使用)

- 第4条 基金は設置目的以外に使用してはならない。ただし、総会の議決を経たときはこの限りでない。

- (附則) この規程は、令和4年4月15日から施行する。